



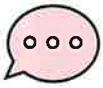
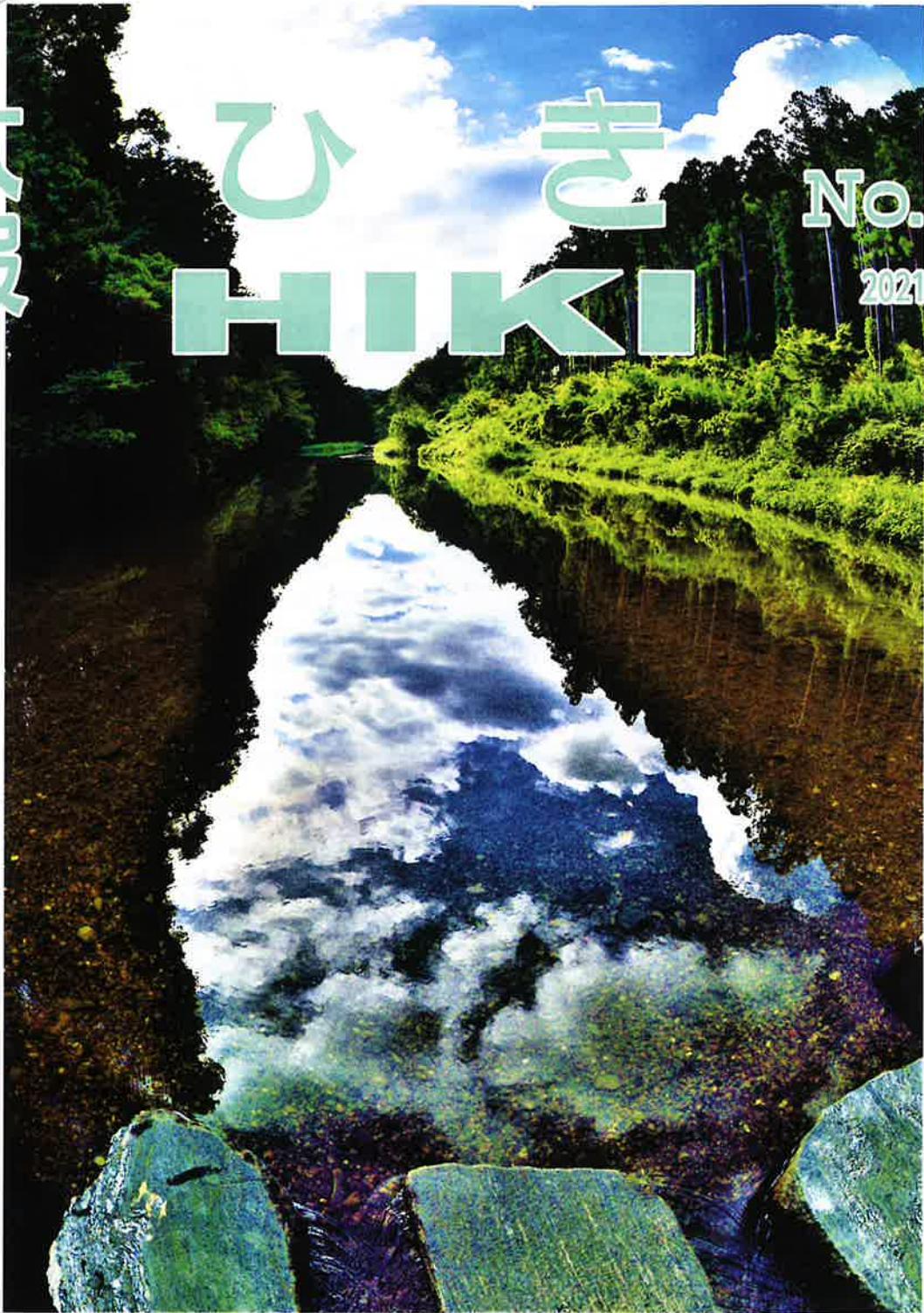
比企広域市町村圏組合

広報

ひき HIKI

No.55

2021.3.31



「比企ね！」55件



Kurosaki Junichiro

嵐山櫻川に映る空を撮ってみました。

台風15号が関東を襲った前日だったと思います。



旧規格消火器は交換が必要です

消防法令等に基づいて設置されている消火器の中で、既に型式が失効している消火器（旧規格消火器）を継続的に設置できるのは、令和3年12月31日までとなります。令和4年1月1日以降は、旧規格消火器の設置は認められません。適応火災マークを確認し、交換やリサイクルをお願いします。なお、ご家庭に任意で設置している消火器には交換義務はありませんが、新規格消火器（絵表示）への交換を推奨します。

適応火災マークを確認してください！



文字表示の消火器は、
交換が必要です。



適応火災のマーク



▼日本消火器工業会
ホームページ



問 比企広域消防本部予防課 ☎0493-23-2268

東松山斎場からのお知らせ

東松山斎場では、新火葬棟の整備及び葬祭棟（式場）の改修工事が完了し、令和3年1月より供用を開始いたしました。新火葬棟では、新たに入炉前の最期の別れの場として告別室のほか、小動物（ペット）炉1基を整備いたしました。小動物（ペット）火葬の受け入れについては利用者に配慮し、人体炉と交錯しない入口や動線となっております。

また、葬祭棟は既存施設の改修工事を行い、待合室の洋室化及び親族控室、僧侶控室を設置いたしました。

今後は旧火葬棟の解体、駐車場の整備等を行い、令和3年6月末日竣工に向けて進めてまいります。なお、斎場施設整備の進捗状況及び小動物火葬の詳細については、当組合ホームページをご覧ください。



▼小動物（ペット）火葬使用料金表

区分	使用料（1体）			
	関係市町村の住民	関係市町村以外の住民	単独	合同
10kg未満	¥7,000	¥4,000	¥21,000	¥12,000
10kg以上25kg未満	¥14,000	¥8,000	¥42,000	¥24,000
25kg以上50kg未満	¥21,000	¥12,000	¥63,000	¥36,000

※単独…1体ごとに火葬し、お骨を持ち帰るもの
合同…数体を合同で火葬し、お骨の持ち帰りができないもの

【お知らせ】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「比企広域NEWS ひきとび」コーナーをお休みとさせていただきます。



比企広域消防本部からのお知らせ

Hiki Wide Area Fire Department

女性消防吏員活躍PR動画ができました

比企広域消防本部では、「より多くの女性に女性消防吏員の存在・活躍を知ってほしい！」という思いから、女性消防吏員活躍推進事業の一環として、埼玉県立滑川総合高等学校書道部とタイアップしたPR動画を作成しました。実際に働く女性消防吏員と、躍動感ある書道ガールズのパフォーマンスが融合し、女性がそれぞれのステージで活躍している姿を表現している動画となっています。動画の中の一つ一つのメッセージは、新型コロナウイルス感染症により、就職活動や受験等に不安を抱える学生たちへエールとなるよう、全職員一丸となって考案したもので、当消防本部のキャッチフレーズ「郷土・使命・決意」を一字ずつ散りばめて仕上げています。是非ご覧ください。



◀ PR動画はこちら



また、Webインターンシップ事業も始まりました。コロナ禍において職業説明会等の縮小が余儀なくされている情勢の中、就職活動を控えた学生の皆様のために、インターネット上で消防職員の職場体験を実施しています。職業選択のひとつとして、パソコンやスマートフォンで閲覧できますので、是非体験してください。



Webインターンシップはこちら▶



問 比企広域消防本部管理課 ☎0493-23-2265

消防署の車両を更新しました



問 比企広域消防本部
警防課
☎0493-23-2267

東松山消防署と高坂分署の新たな高規格救急自動車は、高度救命資機材である人工呼吸器や除細動器を積載し、またバックカメラ映像を映すデジタルインナーミラーや、車両の前後左右にあるカメラにより周囲の安全確認ができるパノラミックビューモニター、そして自動ブレーキ装置も装備されました。緊急走行時の安全性がより強化され、現場に向かうことができます。



ときがわ分署の新たな連絡車は、山間部を管轄するときがわ町の地域性を考慮して四輪駆動軽自動車に更新され、狭い山道や登り坂に大きな効果を発揮します。また、広い荷室により多くの救援物資を積み現場に運ぶことができます。

Q サイレンを鳴らさないで来られませんか？

A 最近、119番通報の際に「サイレンを鳴らさずに来られませんか？」という問い合わせが非常に多くなっています。しかし、救急車は道路交通法に定められた「緊急自動車」のため、サイレンを鳴らさないで行くことはできません。より早く現場に到着して命を救うために、必ずサイレンを鳴らして向かいます。ご理解のほど、よろしくお願いします。

問 比企広域消防本部指令課 ☎0493-23-2266



